

保存版

P T A 会 則 ・ 規 定



さいたま市立土呂中学校 P T A

〒331-0803 さいたま市北区見沼3丁目75番地

さいたま市立土呂中学校PTA会則

(付 附則)

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、さいたま市立土呂中学校PTAと称し、事務所をさいたま市立土呂中学校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校及び地域との連携を密にし、生徒の健全な成長を目指し、教育の充実振興を図り、あわせて会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、生涯学習の基礎を啓発し、並びに土呂中教育の振興を目指し、次の活動を行う。

1. 会員自身の研修と相互の緊密な連携・協調
2. 家庭と学校の密接な連携
3. 生徒の教育活動及び教職員の研究助成
4. 生徒及び会員の厚生並びに福祉
5. 学校内外の環境の整備、改善、充実
6. その他本会の目的達成に必要な事項
7. 引率を含む部活動に対する協力

第3章 組織

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校に週5日以上勤務する教職員とする。

第5条 本会は、次の役員及び参与をおく。

1. 役員

会長	1名	
副会長	4～5名	(内1名教職員)
書記	4名	(内1名教職員)
会計	3名	(内1名教職員)
会計監査	2名	
2. 参与
参与は校長とする。

第6条 本会は、次の委員を置く。

1. 運営委員
2. 部会委員

第7条 本会は、次の部会を置く。

1. 学年部会
2. 広報部会
3. 文化部会
4. 環境部会
5. 臨時部会(周年行事等)

第4章 役員及び部会委員

- 第8条 本会の役員及び部会委員は、次の方法で定める。
1. 役員は役員選考規定によって選出し、総会の承認を得る。
 2. 運営委員は、会計監査以外の役員及び各部正副部長とする。各部正副部長は、各部会において互選によって決める。
 3. 部会委員は学年部、広報部、文化部、環境部とする。各部会は、各学年5名ずつを選出し構成される。なお各部の定員数は、必要に応じて運営委員会で協議し変更することができる。
- 第9条 役員及び部会委員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
 3. 書記は、諸会議の記録、保管及び会員への文書連絡等を行う。
 4. 会計は、総会で決定した予算に基づき、本会の会計を処理、記録する。
 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
 6. 運営委員は、運営委員会に出席し、審議する。
 7. 部会委員は、各部会の活動に従事する。
- 第10条 役員及び部会委員の任期は1か年とする。但し、再任を妨げない。
- 第11条 参与はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第5章 機関及び会議

- 第12条 本会は次の機関を置く。
- (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 役員会
(4) 部会
- 第13条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年春季に開催する。会長が招集し、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。議長は総会の出席会員の中から選任し、次の事項について審議、承認、決議するものとする。
- (1) 決算及び予算 (2) 活動報告及び活動計画
(3) 役員承認 (4) 会則等の変更
(5) その他必要な事項
- 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または、運営委員の過半数及び会員の5分の1以上の請求があったときに開く。
- 第14条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長が随時開催し、次の事項について協議する。
- (1) 各種原案の作成 (2) 総会決議事項の執行
(3) 各部会活動の調整 (4) その他必要事項
- 第15条 役員会は次の事項について協議する。
- (1) 会全体の運営を円滑にするための協議
(2) 緊急事項の決定

- 第16条 各部会は、次の活動をする。
- (1) 学年部会
学年活動及び進路に関すること
 - (2) 広報部会
広報活動に関すること
 - (3) 文化部会
文化教養の向上に関すること
 - (4) 環境部会
環境整備、校外指導及び地区活動に関すること
 - (5) 臨時部会
必要に応じて発足し、終了後解散

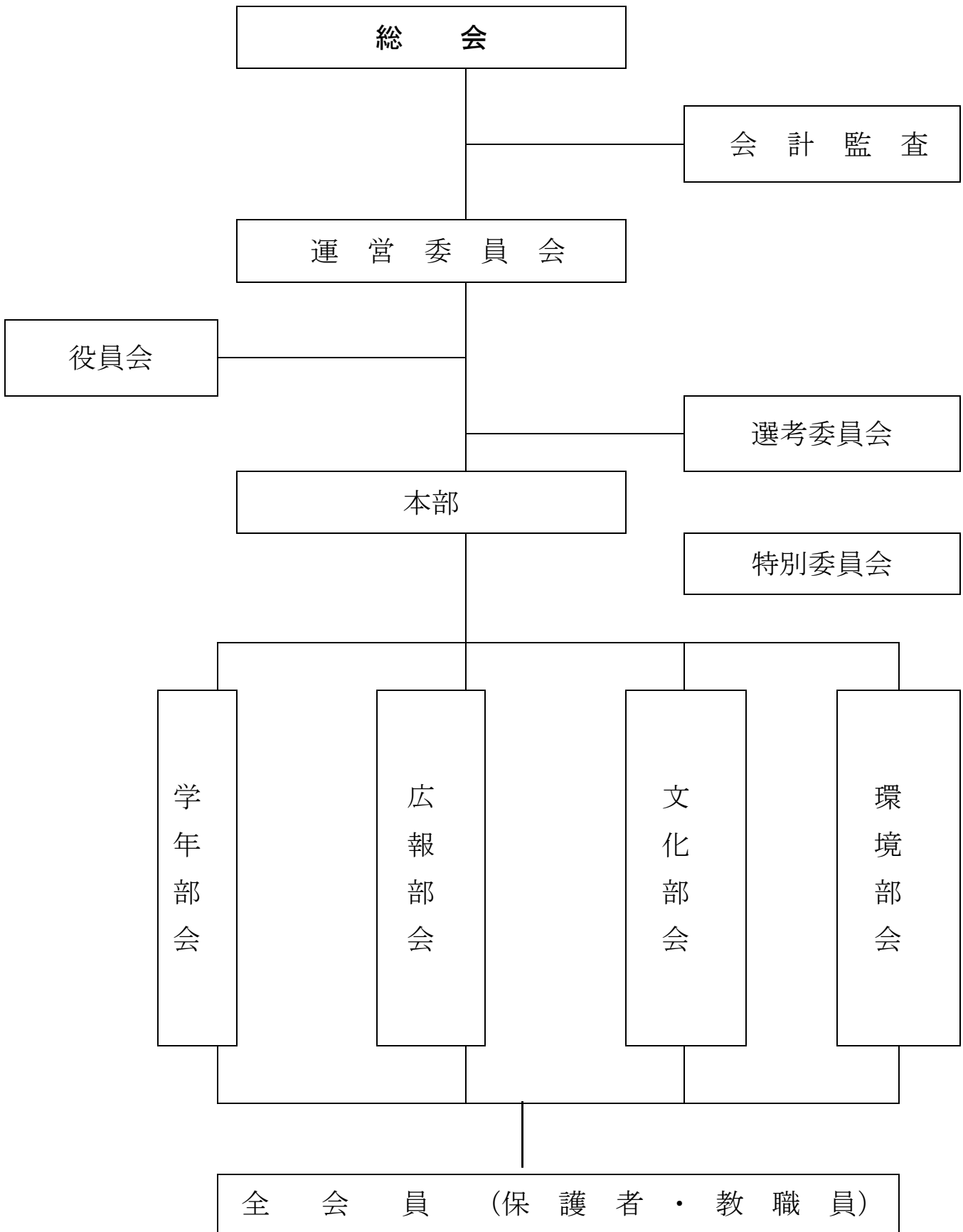
第6章 会 計

- 第17条 本会の会計は、会費及びその他の収入を充てる。
会費は会員一家庭につき年額5000円とする。但し、転出入に関しては月単位で計算する。尚、転出時は申し出により返却とする。
- 第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 会計監査は、会計年度の上・下半期に行う。

附則

1. 本会に次の帳簿をおく。
(1) 役員名簿 (2) 会計簿
2. 本会の運営方針、役員選考規定、出張規定、慶弔規定、表彰規定については別に定める。
3. この会則は、平成8年7月6日より施行する。
4. この会則は、平成12年2月19日より一部改正執行する。
5. この会則は、平成22年2月23日より一部改正執行する。
6. この会則は、平成25年4月25日より一部改正執行する。
7. この会則は、平成26年4月24日より一部改正執行する。
8. この会則は、平成27年4月23日より一部改正執行する。
9. この会則は、令和4年4月28日より一部改正執行する。

土呂中学校PTA 組織図



さいたま市立土呂中学校PTA規定

第1章 運営方針

- 第1条 本会は、生徒の健全な成長を目指すことを目的とする民主的団体としての自主性を重んじ、次の運営方針に従い活動する。
1. 会員はすべて平等な立場に立ち、この会則と総会の決議に従い活動する。
 2. 営利を目的とせず、特定の宗教や政党に関係しない。
 3. 教育及び福祉厚生のために活動する他の団体や機関と協力する。
 4. 学校の管理運営や教職員の人事に関与しない。

第2章 役員選考

- 第2条 本会の役員選考は次のとおり定める。
1. 選考委員の構成は、各学年5名ずつおよび教職員1名とする。
 2. 選考委員会は、特別な事情がない限り、その任務が終了したときに解散する。
 3. 選考委員会は、選考委員の中から本会の役員を選出することができる。

第3章 出張費

- 第3条 本会を代表し、学区外の諸行事等に出張した場合、次のとおり支給する。
1. 交通費は実費とし、旅客運賃最低等級とする。
 2. 会議費、会費、参加費等の納入額は全額支給する。
 3. 宿泊を要したときは、その宿泊所の最低料金とする。

第4章 慶弔費

- 第4条 本会の慶祝弔慰について、次のとおり定める。
1. 死亡 (生徒、保護者、教職員) 5,000円
 2. その他必要に応じて役員会で定めることができる。

第5章 表彰

- 第5条 表彰については、次のとおり定める。
1. 被表彰者の認定は、運営委員会で決定する。
 2. 被表彰者の基準は次のとおりとする。
 - (1) 学校及びPTAの多事にわたり貢献した会員。
 - (2) 学校の推薦を受けた本校生徒。
 - (3) PTA会員以外で当校及び当PTAに多大な功勞をした者。
- 第6条 表彰は次年度の総会で行う。ただし、事情により臨時にこれを行うことができる。

第6章 生徒活動補助

第9条 部活動補助について、次のとおり定める。

1. 補助金は年額 各部 20,000円とする。
2. 学校が定める公式の大会（中学校体育連盟主催）に、部活動および中学校体育連盟に土呂中学校として登録している競技で出場した場合、次のとおり祝金を支給する。
 - (1) 団体種目の場合
 - ・県大会出場 10,000円 ・関東大会出場 30,000円 ・全国大会出場 50,000円
 - (2) 個人種目の場合
 - ・県大会出場 3,000円 ・関東大会出場 5,000円 ・全国大会出場 10,000円
 - (3) 競技内容によって、運営委員会で協議し金額の増減をすることができる。

第10条 生徒の特別な活動について、次のとおり定める。
補助する金額は、運営委員会で決定する。

附則

1. この規定は、平成8年7月6日より執行する。
2. この規定は、平成12年2月19日より一部改正執行する。
3. この規定は、平成17年5月20日より一部追加執行する。
4. この規定は、平成22年2月23日より一部改正執行する。
5. この規定は、平成25年4月25日より一部改正執行する。
6. この規定は、平成27年4月23日より一部改正執行する。
7. この規定は、令和4年4月28日より一部改正執行する。
8. この規定は、令和5年5月12日より一部改正執行する。

さいたま市立土呂中学校PTA
個人情報取扱規則

(目的)

第1条 さいたま市立土呂中学校PTA（以下「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者はPTA本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) PTA活動に必要な連絡網及び名簿の作成
- (2) 各種行事の案内
- (3) 資料等の送付
- (4) 役員選出
- (5) PTA活動の諸連絡

(利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理・保管)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出す場合は、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

3 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

4 不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 個人情報を第三者に提供したときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第13条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第14条 個人情報を漏洩等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

(研修)

第15条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第16条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(付則)

- 1 本規則は、平成30年4月20日より施行する。